

令和2年2月20日提出

今治市議会臨時会（第1回）報告

今治市議会臨時会（第1回）報告目次

報告 番号	件名	ページ
1	専決処分について	1
	・ 損害賠償額の決定及び和解について	3
	・ 訴えの提起について	5
	・ 損害賠償額の決定及び和解について	7
	・ 損害賠償額の決定及び和解について	9
	・ 損害賠償額の決定及び和解について	11
	・ 損害賠償額の決定及び和解について	13

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月20日提出

今治市長 菅 良 二

記

- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 訴えの提起について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年11月21日

今治市長 菅 良 二

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和元年8月15日午前10時35分頃、本市宮窪支所住民サービス課職員が運転する市有軽四貨物自動車、伊予銀行大島支店駐車場（今治市吉海町八幡162番地2）において、出庫のため後退したところ、駐車場入口から進入してきた相手方所有の軽四乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 114,619円
受取額 22,500円

訴えの提起について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年11月22日

今治市長 菅 良 二

記

1 被告 省略

2 請求の趣旨

- (1) 被告は、原告に対して、別紙物件目録記載の建物部分を明け渡せ。
- (2) 被告は、原告に対して、令和元年6月26日から明渡しまで、月額金5万6000円の割合による金員を支払え。
- (3) 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決並びに仮執行の宣言を求める。

3 概要

被告は、日常的に威圧的な言動を繰り返し、市営住宅及び周辺に居住する住民の平穏な住環境を妨げ続けたこと並びに承認を受けることなく親族以外の者を同居させたため、令和元年6月25日付けで市営住宅の入居許可を取り消したが、明渡しに応じない。

別紙

物 件 目 録

所 在	省略
家屋番号	省略
種 類	共同住宅
構 造	壁式鉄筋コンクリート造陸屋根5階建
床面積	1階ないし5階 各333.42平方メートル このうち、被告に使用を許可していた部分45.80平方メートル

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年1月20日

今治市長 菅 良 二

記

- 1 和解の相手方 省略

- 2 事故の概要 令和元年11月12日午後3時5分頃、本市農林振興課職員が運転する市有軽四貨物自動車が、国道317号を直進し、市道玉川高野桂線との交差点（今治市玉川町長谷甲985番地2先）に進入したところ、左側から同交差点に進入してきた相手方所有の軽四乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損した。

- 3 損害賠償額 支払額 69,868円
受取額 149,961円

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年1月23日

今治市長 菅 良 二

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和元年11月5日午前9時45分頃、相手方所有の大型貨物自動車が市道秋元揚砂線（今治市八町東六丁目389番地1先）に停車していたところ、側道に植えていた樹木が倒れかかり、同車両を破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 169,048円

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年1月29日

今治市長 菅 良 二

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和元年7月15日午前10時頃、本市リサイクル推進課職員が運転する市有普通貨物自動車、市道浅川西公園2号線（今治市別宮町九丁目542番地2先）から市道北宝来近見線に進入しようとしたところ、右側から直進してきた相手方所有の自転車と衝突し、同車両が破損するとともに、相手方が負傷した。
- 3 損害賠償額 支払額 42,900円

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年2月5日

今治市長 菅 良 二

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 平成31年2月中旬頃、強風により市有地の枯木の枝が飛散し、相手方所有の家屋（今治市関前岡村甲112番地1）の屋根瓦に当たり、当該屋根瓦を破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 20,240円